資料６－２

地上遊歩道の閉鎖判断基準について（案）

植生保護期

１．閉鎖判断について

次の場合に、新規認定手続きを停止し、立入者の安全確認・誘導を適宜行い、地上遊歩道を閉鎖する。

① 地上遊歩道にて利用者がヒグマと遭遇した場合

② 高架木道から１湖畔のエリアでヒグマが目撃された場合（下図 斜線部）

③ 高架木道の海側にヒグマが目撃された場合（下図 点線部よりも地上遊歩道側）

④ ①～③の頻発等により、地上遊歩道にて利用者がヒグマと遭遇する可能性が極めて高いと管理者が判断した場合。

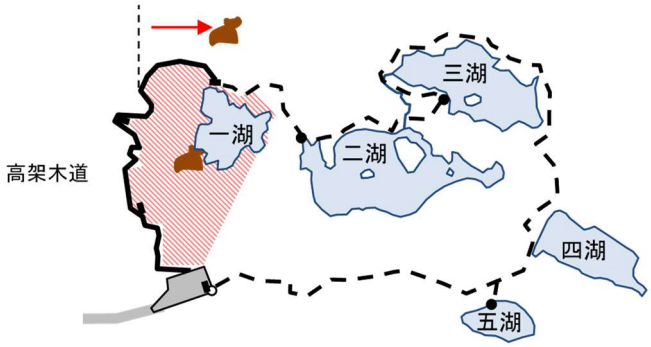

２．調査と再開判断について

① 高架木道からの目撃による閉鎖の場合には、その目撃が継続されている間は閉鎖を継続する。高架木道からの観察・モニタリングについては、ヒグマ対策スタッフの他、ガイドからの情報提供や関係機関の協力を得るものとする。

② 地上遊歩道での遭遇等による閉鎖の場合は、調査を実施し、その結果から再開判断を行う。遭遇から再開までは、最低でも２時間以上の時間経過を要する。

③ 調査は閉鎖日毎に実施するが、連続して地上遊歩道内の遭遇が続く場合には、隔日の調査とするなどインターバルをおいて判断を行う。

ヒグマ活動期

１．閉鎖判断について

ツアー中止/継続の判断は、引率者による判断が原則であるが、現場スタッフがツアー中の引率者等から次の報告を受けた場合は、ツアーを中止させ、地上遊歩道を閉鎖する。

① ヒグマの利用が疑われる誘引物（新しい土まんじゅう等）を確認した場合

② 近距離でヒグマと遭遇し、威嚇行動（ブラフチャージ等）を受けた場合

③ 同時に複数頭のヒグマ（０歳児除く）の遭遇が確認された場合

④ 同日に同じエリアで連続してヒグマの遭遇が確認された場合

２．調査と再開判断について

① 引率者判断でツアー中止をした場合は、2 時間以上の時間経過後に自動再開する。
② １．による閉鎖判断の場合は、全ツアー退出後、調査を実施し、その結果から再開判断を行う。遭遇から再開までは、最低でも 2 時間以上の時間経過を要する。
③ 調査は閉鎖日毎に実施するが、連続して地上遊歩道内の遭遇が続く場合には、隔日の調査とするなどインターバルをおいて判断を行う。

共通事項

１．管理責任者と情報共有について

① 地上遊歩道の閉鎖/開放に関わる判断は、原則、環境省・北海道・斜里町の管理者３者により行うものとする。
② ヒグマの遭遇・目撃による閉鎖・調査後に、現場スタッフは管理責任者に連絡・報告を行い、その後の対応について協議を行う。
③ ただし、調査の結果、ヒグマの定着の可能性が少なく、痕跡もないと判断された場合、現場スタッフは管理者３者との協議を待たずに再開することができる。
④ 現場の状況を共有するため、現場調査等の記録は、管理者３者にメール等を用いて送信する。

２．例外規定

ヒグマの行動状況、出没場所、時間経過等を踏まえ、管理者が必要と判断した場合には、前述の基準によらず対応する。

例）

- ３～５湖（大ループ）を閉鎖した状態で、小ループのみ限定的に再開する。
- 定着の可能性が少なく、充分な時間の経過後に、調査なしで再開する（翌朝の再開等）。
- 目撃時刻から数時間経過しており、追加情報もないなど緊急性が低いと判断される場合に、地上遊歩道の運用を継続しながらの調査・経過観察を行う

【参考資料】
「知床国立公園管理計画書」での自然公園法 37 条規定について

知床国立公園管理計画書 （令和５年 10 月）
４．適正な公園利用の推進に関する事項
（６）自然公園法 37 条第１項第３号に基づき規制する行為

知床国立公園においては、ヒグマに対する餌付け、著しい接近、つきまとい等の行為 によりヒグマの人慣れが助長されて問題個体を生じさせ、その結果としてヒグマによる公園利用者へのつきまとい及び威嚇行動、車両への接近及び接触、公園利用者の荷物等の収奪、道路に留まることによる渋滞の発生、歩道をはじめとする利用施設の閉鎖等、国立公園の利用に支障を及ぼす事例が多数発生している。このため知床国立公園では、人とヒグマとの離隔距離について、少なくとも 50m を超える距離を確保するよう指導する。

また、知床国立公園の特別地域（特別保護地区を含む。）において、自然公園法第 37 条第 1 項第３号及び同法施行令第６条並びに「国立公園における利用のための規制取扱要 領」（令和４年４月１日環自国発第 2204014 号自然環境局長通知）の定めるところに基づき、みだりに行うことを規制している「野生動物に餌を与えること」及び「野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと」は、具体的には以下の行為とし、当該行為については 21 自然公園法第 37 条第２項に基づき、やめるべきことを指示することができるものとする。 本事項は行政手続法第２条第８号ハに規定する処分基準である。

・ヒグマに餌を与えること（食料品の入ったリュックサックや釣りによってとった魚をその場に放置するなど、結果としてヒグマに餌を与えることになることが予測される行為 を含む。）
・ヒグマとの離隔距離が 30m未満となるまで接近すること
・ヒグマとの離隔距離を 50m未満に保ち、つきまとうこと

上記の行為のうち、以下の場合には「みだりに行うこと」には該当しないため、自然公園法 37 条第１項の規制から除外する。
・意図せずヒグマとの離隔距離が 30m未満となるまで接近し、又は 50m未満に保たれた状態となったが、そのことに気づいて直ちに退避行動を行うなど、故意に行われたものでない場合
・住民及び公園利用者の安全確保を目的として行われる場合
・鳥獣被害の防止又は希少種の保護管理、学術研究その他公益上の目的として行われる場合